（過疎地域とみなす基準）

第二条　法第四十二条に規定する主務省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　法第四十一条第一項に規定する旧過疎自立促進地域の市町村のうち平成十一年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に、市町村の合併により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村（以下「旧過疎自立促進地域の特定期間合併市町村」という。）について地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値（当該数値に小数点以下五位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）で平成二十九年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値（当該数値に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）が〇・五一以下であること。

二　旧過疎自立促進地域の特定期間合併市町村について平成二十七年の国勢調査の結果による人口が、令第三条第二項の規定の例により算定した昭和三十五年の人口、昭和五十年の人口又は平成二年の人口のいずれよりも減少していること。

三　旧過疎自立促進地域の特定期間合併市町村が次のいずれかに該当すること。

イ　旧過疎自立促進地域の特定期間合併市町村について平成二十七年の国勢調査の結果による人口を当該市町村の区域のうち法第四十二条の規定を適用しないとしたならば法第三条第一項若しくは第二項又は第四十一条第二項の規定により過疎地域とみなされることとなる区域（ロにおいて「要件該当区域」という。）の同年の国勢調査の結果による人口で除して得た数値が三以下であること。

ロ　旧過疎自立促進地域の特定期間合併市町村の面積を要件該当区域の面積で除して得た数値が二以下であること。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（過疎地域自立促進特別措置法施行規則の失効に伴う経過措置）

2　令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる旧過疎地域自立促進特別措置法施行規則（平成十二年総理府令第五十二号）第一条の規定は、この省令の施行の日以後も、同項の規定が効力を有する限りにおいて、なおその効力を有する。

○外務省令第四号

外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）及び外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）を実施するため、外務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

外務大臣　茂木　敏充

外務省組織規則（平成十三年外務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
第一章　内部部局等 **第三節**　アジア大洋州局 （地域調整官及び企画官） **第十九条の二**　中国・モンゴル第二課に、企画官一人を置く。 2　企画官は、命を受けて、中国・モンゴル第二課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に参画する。 **第九節**　国際協力局 （専門機関室及び国際保健政策室並びに企画官） **第四十一条**　地球規模課題総括課に、専門機関室及び国際保健政策室並びに企画官一人を置く。 2　専門機関室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　国際連合憲章第五十七条に規定する専門機関その他の国際機関の活動（大臣官房、他局及び他課並びに国際保健政策室の所掌に係るもの並びに経済協力に関する国際機関等に係るものを除く。）に係る外交政策に関すること。 二　前号に掲げるもののほか、次に掲げる事務に係る外交政策に関すること（国際保健政策室の所掌に係るものを除く。）。 イ～ロ　［略］ 三～五　［略］	**第一章**　内部部局等 **第三節**　アジア大洋州局 （地域調整官） ［新設］ ［新設］ **第九節**　国際協力局 （専門機関室及び企画官） **第四十一条**　地球規模課題総括課に、専門機関室及び企画官二人を置く。 2　［同上］ 一　国際連合憲章第五十七条に規定する専門機関その他の国際機関の活動（大臣官房、他局及び他課の所掌に係るもの並びに経済協力に関する国際機関等に係るものを除く。）に係る外交政策に関すること。 二　前号に掲げるもののほか、次に掲げる事項に係る外交政策に関すること。 イ～ロ　［同上］ 三～五　［同上］